

## 役員・評議員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松の木福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当等を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 評議員には対して報酬は支給しない。

- 2 全理事の報酬等の総額は、年間 0円とする。
- 3 全監事の報酬等の総額は、年間 0円とする。

### (費用)

第5条 役員等の費用は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

**(公 表)**

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改 廃)**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(補 則)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は平成29年 6月21日から施行する。

別表第1 費用（第5条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人40円/km。 ただし、1km未満は、0円とする。）
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額
	日当の額
評議員会	会議等への出席の都度：1人一律 4000円
理事会	会議等への出席の都度：1人一律 4000円
監事監査	監事監査の出席の都度：1人一律 5000円
監査立会	監査及び監査立会の都度：1人一律 5000円
各種研修会	会議等への出席の都度：1人一律 4000円

※評議員会及び理事会が同一日に開催された場合には、先に行われた会議の日当のみ支払う。